



流 行 審 第 5 号

平成28年10月3日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行政区域制度審議会

会 長 秋葉 則雄



本地区の字の区域及び名称の変更について（答申）

本審議会は、平成28年3月18日付け流総第228号で諮問のありました「字の区域及び名称の変更について」審議を終えましたので、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市行政区域制度審議会（以下「審議会」といいます。）は、流山市長の委嘱を受けて、平成28年3月18日に発足し、同日付け文書（流総第228号）によって、「字の区域及び名称の変更について」諮問を受けました。

諮問書によれば、つくばエクスプレス沿線整備事業における本地区の字の区域及び名称の変更について、本審議会の意見を聴取するために諮問するもので、本地区における字の区域及び名称の変更方針に基づき作成した素案に対する意見を求め、字の区域及び名称の変更案を答申として提出を求めることとされています。

2 審議会の開催状況

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| (1) 第1回会議 | 平成28年3月18日 | 諮問及び審議 |
| (2) 第2回会議 | 平成28年5月20日 | 変更案について審議 |
| (3) 第3回会議 | 平成28年7月22日 | 変更案について審議 |
| (4) 第4回会議 | 平成28年9月30日 | 答申案について審議 |

審議会は、当初は10名の各自治会の役員及び5名の関係機関の代表で組織し、第2回目の審議会から自治会の役員を1名追加委嘱して、上記のと通りの審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答 申

(1) 字の区域割りについて

字の境界については、鉄道、都市計画道路等、将来においても変更されることのない公共の地物（恒久的な施設等）を字界とすることを望みます。

また、区域については、字の飛び地が生じることのない形状とするともに、計画人口及び面積の均衡を図ることを望みます。

よって、字の区域割りについては、諮問を受けたときに、市が作成した素案に示された区域割りのとおり変更すべきと判断します。

(2) 字の名称について

字の名称については、地区内に居住する住民に慣れ親しまれており、歴史ある字名である「木」を基本としつつ、南流山駅に近く、南流山の名称を冠する建物（教育施設等）が多く存在する区域においては、定着した字名である「南流山」として、それぞれ丁目を付すべきと判断します。

(3) 字の区域及び名称について

都市計画道路 3・5・1 3 号流山上貝塚線（主要県道 5 号松戸野田線。以下「県道松戸・野田線」といいます。）の西側については、つくばエクスプレス線の線路部分（地上部分にある緑地を含む。）の北側を「木一丁目」、その南側を「木二丁目」とし、県道松戸・野田線の東側については、都市計画道路 3・4・3 5 号木流山線（以下「市道木・流山線」といいます。）の南側を「木三丁目」、その北側であって準用河川神明堀の西側を「南流山 9 丁目」、東側を「南流山 1 0 丁目」とすべきと判断します。

なお、市道木・流山線の南側で「木三丁目」に接しない土地については、「南流山 1 0 丁目」と道路を隔てて接しているため、「南流山 1 0 丁目」に含むものとしています。

詳しくは、別紙「木地区 字の区域及び名称の変更案」のとおり提出します。